



平成 22 年 9 月 28 日
大臣官房人事課
(担当・内線) 企画官 阿萬 (内 7045)
課長補佐 若林 (内 7044)
(代表電話) 03 (5253) 1111
(課直通) 03 (3595) 2010
保険局医療課
(担当・内線) 課長補佐 山田 (内 3274)
(課直通) 03 (3595) 2577

報道関係者 各位

保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チームの設置について

厚生労働省では、特別医療指導監査官であった職員の収賄容疑による逮捕を踏まえ、保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チームを設置します。趣旨等は次のとおりです。

1. 趣旨

保険医療機関等に対する指導・監査の公正な実施を担保するため、捜査の進展を見極めながら、今回の事件の検証と再発防止策の検討を行う。

2. 具体的な検討事項

- (1)本省と地方厚生局との役割分担及び情報共有のあり方
- (2)指導・監査の対象とする保険医療機関等の選定方法
- (3)指導・監査の内部監察体制 等

3. 検討体制

次の体制による検討チームを設置する。庶務は保険局の協力を得た上で大臣官房人事課が行う。

- (主 査) 藤村副大臣
(副主査) 岡本政務官
(メンバー) 二川総括審議官
蒲原人事課長
中山地方課参事官(地方厚生局管理室長併任)
外口保険局長
唐澤保険局審議官
鈴木保険局医療課長

* 上記による省内の検討を踏まえて、外部有識者も参画した形での検討体制を別途立ち上げることとする。